

令和4年7月13日  
富山県知事政策局成長戦略室

## 富山県SDGs宣言ウェブサイト「お知らせ」欄掲載ガイドライン

このガイドラインは、富山県SDGs宣言ウェブサイトにおける「お知らせ」欄への掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 掲載対象者

- ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ウ 富山県SDGs宣言に応募し、富山県SDGs宣言ウェブサイトに掲載済である企業・団体等
- エ その他、特に知事が認めるもの

### 2 掲載事項

SDGsに関する研究会、講習会、講演会、展覧会、競技会その他の催しものなど、SDGsの普及啓発、推進に資する事業等

### 3 掲載基準

- (1) 次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
  - ① 特定の企業・団体等の宣伝等を目的としたもの
  - ② 政治的、宗教的活動を目的としたもの
  - ③ 個人の宣伝を目的としたもの
  - ④ 一部の地域や特定の会員等を対象としたもの
  - ⑤ 学校行事、町内会行事等
  - ⑥ 掲載意図及び内容が不明確なもの
  - ⑦ その他、公共性、公益性を損なう恐れがあり、不相当と思われるもの
- (2) 掲載の回数は問わない。ただし、同一の内容を複数回掲載する場合は内容に応じて掲載を考慮するものとする。
- (3) その他、掲載事項においてその内容に疑義が生じた場合、県が掲載の可否を決定する。

### 4 掲載依頼

- (1) 別紙1「富山県SDGs宣言ウェブサイト「お知らせ欄掲載依頼書」」に記載のうえ、掲載希望日の2週間前までに県あてにメールで提出する。

(2) 掲載依頼は、別紙1「富山県SDGs宣言ウェブサイト「お知らせ欄掲載依頼書」」の記載項目が満たされている場合は、掲載対象者が独自に作成した様式によることもできるものとする。

## 5 掲載の中止

次のいずれかに該当する場合、富山県SDGs宣言ウェブサイトへの掲載を中止するものとする。

- ① 「3 掲載基準 (1)」に掲げる事項に該当すると認められるとき
- ② その他、掲載を継続することが適切でないと認められるとき

## 6 その他

このガイドラインに定めのない事項については、県と掲載対象者がその都度協議するものとする。